奈良県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画第一種市街地再開発事業を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課及び生駒市開発部地域整備課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画生駒駅前北口地区第一種市街地再開発事業

二　変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市北新町、谷田町及び元町一丁目の各一部